

裁 決 書

審査請求人

住 所 ○○○○○

氏 名 ○○ ○○

審査請求人が令和 7 年 7 月 11 日付で提起した蒲郡市長（以下「処分庁」という。）による令和 7 年 5 月 7 日付令和 7 年度軽自動車税（種別割）納税通知書に係る賦課処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人を納税義務者として、初回車両番号指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後における四輪の乗用・自家用の軽自動車に適用される 12,900 円を年税額とする本件処分を行うため、審査請求人に対し、令和 7 年 5 月 7 日付で令和 7 年度軽自動車税（種別割）納税通知書を送付した。
- 2 7 年 7 月 11 日、審査請求人は処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審査請求人の主張は、次に掲げる理由により本件処分の取消しを求める、というものである。
 - (1) 審査請求人は、本件処分に係る車両（以下「本件車両」という。）が、13 年経過後は、環境保全や資源を大切に使用する見地からすると車検を受けており、排ガスは基準値以内であるため、年税額が 12,900 円と高くなることについて容認できない（争点）。
 - (2) 他に、自動車業界への意見、重課税された軽自動車税の還付又は補助金制度の創設、ラグーナへの補助に対する意見、行政不服審査における審理員の指名における公正な対応等について主張している。
- 2 処分庁の主張
処分庁の主張は、次に掲げる理由により本件審査請求の棄却を求める、というものである。
 - (1) 本件処分は、本件車両の初回車両番号指定が平成 19 年 9 月であったことから、

初回車両番号指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以降の年度に該当するとして、地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）による改正前の地方税法（昭和 25 年法律 226 号。以下「旧法」という。）第 463 条の 16 及び蒲郡市市税条例の一部を改正する条例（令和 8 年蒲郡市条例第 18 号）による改正前の蒲郡市市税条例（昭和 29 年蒲郡市条例第 10 号。以下「旧条例」という。）第 71 条第 1 項の規定を適用して、年税額 12,900 円とする本件処分を適正に行ったものであり、違法及び不当な点はない。

- (2) 法及び条例が改正された理由は、制度導入の際には、新車として発売された時点における排出ガス性能が、現在のガソリン車の排出ガス規制値の二倍以上悪い車を対象とすることを基本的な考え方とし、軽自動車税の見直し時には、環境政策との関係なども含め、総合的に勘案し設定したとの国会答弁を根拠に、排出ガス性能だけでなく総合的に勘案して設定したものである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 軽自動車税は、旧法第 443 条第 1 項において、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課するものとされており、旧条例第 68 条第 1 項において、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課すると規定されている。
- (2) 軽自動車税種別割の賦課期日は、旧法第 463 条の 16 において、4 月 1 日とされており、旧条例第 71 条第 1 項においても同様に規定されている。
- (3) 自家用の軽自動車等に対して課する種別割の税率は、旧法第 463 条の 15 第 1 項第 2 号ハ（1）（ii）及び旧条例第 70 条第 2 号ウ（ア）において、年額 10,800 円とされているところ、旧法附則第 30 条第 1 項及び旧条例附則第 26 条第 1 項において最初の道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割の税率は、旧条例第 70 条の規定にかかわらず、年額 12,900 円とすると規定されている。

2 本件処分の違法性又は不当性について

本件処分は、審査請求人から提出された軽自動車税納税義務発生申告書の内容を踏まえて、旧法及び旧条例の規定に従って適正に賦課されており、違法又は不当な点はなかったと判断する。また、反論書等の内容及び口頭意見陳述から審査請求人も本件処分が旧法及び旧条例に基づいて行われていることは認識しているものと認められる。

3 上記以外の違法性又は不当性等についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。また、審理関係人の主張の要旨 1 (2)にある審査請求人のその他の主張に関しては、現行の法令等に対する不服であるが、行政不服審査制度は行政処分の法令等への適合性及び妥当性を判断する手続であることから、当該主張について判断するものではないと考える。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。